

第二次地方消費者行政専門調査会の 進め方について

平成25年3月28日
消費者委員会事務局

1. 消費者委員会における地方消費者行政に関する検討経緯

(平成21年9月	消費者庁及び消費者委員会発足)
平成21年10～11月	地方消費者行政の実態調査
平成21年12月	「地方消費者行政の充実強化に向けて」[論点の提示]
平成22年11～12月	消費生活相談に関する実態調査
平成22年4月～平成23年4月	<u>地方消費者行政専門調査会(第一次)の開催(計13回)</u>
平成23年4月	<u>「地方消費者行政専門調査会 報告書」</u>
平成23年4月	<u>「地方消費者行政の活性化に向けた対応策についての建議」</u> (専門調査会報告書の内容のうち、特に早急な検討・実施を求める事項を特記)
平成24年5～6月	地方消費者行政の現地ヒアリング調査
平成24年7月	<u>「地方消費者行政の持続的な展開とさらなる充実・強化に向けた支援策についての建議」</u>

2. これまでの建議の主な内容

	「地方消費者行政の活性化に向けた対応策についての建議」 (平成23年4月)	「地方消費者行政の持続的な展開とさらなる充実・強化に向けた支援策についての建議」(平成24年7月)
支援策の検証・評価	・国による地方に対するこれまでの支援策に係る検証・評価	・国によるこれまでの支援策についてより詳細に検証・評価、結果公表
財政支援/負担	・PIO-NETの入力費用に対する国の一定の負担の検討	・自主財源確保が困難な自治体の基礎的な取組を下支えするための財政支援を確実に実施、当面の間継続 ・国の政策的要請に基づく自治体の業務負担の実態を把握。国からの財政負担の在り方について、国庫負担金や補助金等を含めて幅広く検討、必要な措置
消費生活相談員の処遇改善		・雇止めの抑止に向け、一律に任用回数の制限を設けるとは適切でない旨を自治体に対し要請 ・消費生活相談員が「任期付短時間勤務職員制度」の対象となり得ることを明確化、より柔軟な専門職任用制度の在り方について検討
基盤整備/技術支援等	・相談ネットワークの充実(広域連携への支援) ・地方における法執行体制の強化	・多様な研修機会・プログラムの提供 ・「基本マニュアル」や「相談事例集」等の体系的整備・提供 ・消費者教育・啓発に係る取組への支援強化 等

建議の基となった「地方消費者行政専門調査会報告書」においては、地方消費者行政が直面する課題について幅広く検討。

3. 地方消費者行政の現状と課題

地方自治体の現状

- 多くの自治体が、活性化基金により平成21～24年度に地方消費者行政が前進したことを高く評価しているが、基金終了後に自主財源確保の見通しがあるのは一部の自治体に限られている。消費者行政の進展には、大きな「自治体間格差」があるのが現状。
- 活性化基金で新設・増設した相談体制の維持や、自主財源の確保だけでなく、消費者庁設置前から指摘されてきた諸課題（消費者行政専管部署の設置、専任職員の確保、相談員の処遇改善等）も未だ解決途上。
- 消費者庁設置にともなって拡充された消費者行政の全国ネットワークを維持・定着させていくには、いましばらく、国からの財政支援、技術支援が必要。

課 題

- 予算については、平成25年度末まで基金の延長・金額の上積み等の措置がとられたが、今後、地方消費者行政を持続的に展開していくためには、地方消費者行政が中期的に目指すべき姿を明らかにすることが必要。
- 「どこに住んでいても消費生活相談を受けられる体制」を実現・維持する具体的な道筋を示すにあたり、まずは「国・都道府県・基礎自治体の役割」を機能面から整理。

4. 具体的な調査審議事項(案)

「国・都道府県・基礎自治体の役割」の機能面からの整理

- ・ 地方消費者行政の中期的な姿を展望する上で基礎となる、「国・都道府県・基礎自治体の役割」について整理を行う。
- ・ 具体的には、消費者行政体制のあるべき姿について、以下の論点を中心に議論し、5年程度先に目指すべき地方消費者行政の姿や、それを実現するための方策について提言する。

論 点

論点 1： 地方消費者行政の現状分析

- ・ 「どこに住んでいても消費生活相談を受けられる体制」がどの程度実現されているかについて現状分析するとともに、課題を抽出。
- ・ 行政が、住民に最低限保障すべき消費者行政サービス水準を検討。

論点 2： 基礎自治体の役割と体制

- ・ 「どこに住んでいても消費生活相談を受けられる体制」実現にあたっての基礎自治体の役割と、体制面の選択肢を検討。

(例： 広域連携・連合 / よろず相談窓口化 / 消費生活相談を核とした庁内連携)

論点 3： 国と都道府県の支援体制の役割分担

- ・ 前述の論点 1、2 を実現するにあたっての、国と都道府県による基礎自治体支援の役割分担について検討。

5. 調査審議の進め方(案)

- 調査審議期間：平成25年3月～8月(月1～2回程度開催)
- 7月～8月初：専門調査会報告書を取りまとめ
- 8月上中旬：消費者委員会に報告
- 8月中：消費者委員会による意見表明(建議または提言)